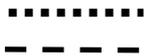
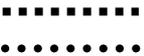


4. 近隣住民への説明範囲

近隣説明の範囲は、下表の通り事業の区分ごとに分かります。

範囲内（一部範囲内にある土地も含む）における、事業区域の近隣に居住する者、事業区域の近隣で事業を営む者、事業区域の近隣の土地所有者等、在勤者又は在学者が対象となります。

事業の区分		近隣説明の範囲	凡例
特定事業	①開発等事業のうち、事業面積が3,000㎡以上の事業 ②周辺の環境に著しく影響を与えるおそれのあるもの (まちづくり条例施行規則第8条)	事業区域の境界から当該建築物の高さの2倍又は50mの範囲の大きい方	
開発等事業	③開発行為 (都市計画法第29条第1項) ④集合住宅 (15戸以上) ⑤高さ10mを超える建築物 ⑥道路位置指定による開発行為	事業面積が1,000㎡以上3,000㎡未満	
	事業面積が1,000㎡未満	事業区域に隣接している範囲	

